

4. 予 防



1. 防火対象物数

※棟数（17項以外は150㎡未満の棟を除く。）※管轄署所の数とする。

令和3.3.31現在

防火対象物		地区別	合計	国分	隼人	福山	溝辺	牧園	霧島	横川	
合計			4,933	2,163	1,151	330	539	398	187	165	
1	イ	劇場, 映画館等	12	4		1	2	4		1	
	ロ	公会堂又は集会場	26	11	7	2	2	2		2	
2	イ	キャバレー, カフェ等									
	ロ	遊技場又はダンスホール	9	8	1						
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗									
	ニ	カラオケボックス等	4	2	2						
3	イ	待合, 料理店等									
	ロ	飲食店	118	65	27	4	8	5	8	1	
4		百貨店, マーケット等	180	89	56	7	13	8	4	3	
5	イ	旅館, ホテル等	111	19	14	1	11	45	20	1	
	ロ	寄宿舎, 下宿, 共同住宅	1,395	753	452	21	85	36	18	30	
6	イ	病院, 診療所等	(1)	12	4	6	1		1		
			(2)	15	8	5	1	1			
			(3)	18	6	10	1			1	
			(4)	72	29	30	3	4	2	2	2
	ロ	養護老人ホーム等	(1)	77	22	23	2	9	5	11	5
			(2)								
			(3)								
			(4)	2	1		1				
			(5)	11	4		5		1	1	
	ハ	老人デイサービスセンター等	(1)	34	19	7	1	3	1	2	1
			(2)								
			(3)	67	35	10	6	6	5	3	2
			(4)	10	6	4					
			(5)	23	10	10		3			
	ニ		幼稚園, 特別支援学校	20	4	4	10	1	1		
	7		小, 中, 高, 大学, 専門学校等	229	86	64	18	17	23	10	11
8		図書館, 美術館等	14	2	3	4	1	1	2	1	
9	イ	蒸気浴場, 熱気浴場等									
	ロ	(イ)以外の公衆浴場	32	6	13		1	9	2	1	
10		車両の停車場等	10	4	2		3		1		
11		神社, 寺院等	40	6	7	3	8	8	6	2	
12	イ	工場又は作業場	540	198	90	49	101	41	27	34	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ									
13	イ	自動車車庫又は駐車場	61	8	4	1	38	4	5	1	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	6				6				
14		倉庫	333	110	51	25	79	37	14	17	
15		前各項に該当しない事業場	865	352	102	145	104	103	17	42	
16	イ	特定複合用途対象物	280	144	53	8	17	32	22	4	
	ロ	(イ)以外の複合用途対象物	304	148	94	10	16	24	8	4	
17		重要文化財等	3						3		

2. 消防法第8条防火対象物数

※防火管理者を必要とする防火対象物（消防法施行令第2条の取り扱いによること） 令和3.3.31現在

防火対象物		地区別	合計	国分	隼人	福山	溝辺	牧園	霧島	横川	
合計			1,021	463	247	49	88	87	60	27	
1	イ	劇場, 映画館等	5	2		1	1	1			
	ロ	公会堂又は集会場	23	10	7	2	2	1		1	
2	イ	キャバレー, カフェ等									
	ロ	遊技場又はダンスホール	5	4	1						
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗									
	ニ	カラオケボックス等	4	2	2						
3	イ	待合, 料理店等									
	ロ	飲食店	95	57	26	3	7	1	1		
4		百貨店, マーケット等	111	60	33	5	7	2	2	2	
5	イ	旅館, ホテル等	57	10	7		6	24	9	1	
	ロ	寄宿舎, 下宿, 共同住宅	89	53	18		12	1	1	4	
6	イ	病院, 診療所等	(1)	9	4	4			1		
			(2)	14	8	5	1				
			(3)	7	4	2				1	
			(4)	14	10	4					
	ロ	養護老人ホーム等	(1)	45	14	17	2	2	3	6	1
			(2)								
			(3)								
			(4)	1			1				
			(5)	5	1		3			1	
	ハ	老人デイサービスセンター等	(1)	23	10	9	1			2	1
			(2)								
			(3)	41	24	4	1	4	3	3	2
			(4)	4	3	1					
			(5)	4	2	2					
	ニ	幼稚園, 特別支援学校	9	2	4	1	1	1			
	7		小, 中, 高, 大学, 専門学校等	46	19	9	3	6	4	3	2
8		図書館, 美術館等	7	2	2	1		1	1		
9	イ	蒸気浴場, 熱気浴場等									
	ロ	(イ)以外の公衆浴場	15	4	9			1	1		
10		車両の停車場等	1				1				
11		神社, 寺院等	16	3	5	2	3	2	1		
12	イ	工場又は作業場	29	11	9	1	3	2	1	2	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ									
13	イ	自動車車庫又は駐車場									
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫									
14		倉庫	3		1		2				
15		前各項に該当しない事業場	106	37	25	12	11	11	6	4	
16	イ	特定複合用途対象物	199	93	35	7	16	25	19	4	
	ロ	(イ)以外の複合用途対象物	33	14	6	2	4	3	1	3	
17		重要文化財等	1						1		

4. 消防法等に基づく届出状況

この届出は火災予防上に役立てるためのもので、防火対象物等の関係者が消防署に届け出る
ことになっています。

※署所毎の受付件数とする。

令和2.4.1～令和3.3.31

地区別		合計	中央署	隼人分遣所	福山分遣所	溝辺分遣所	北署	霧島分遣所	横川分遣所	
区分										
合	計	3,971	1,682	915	234	390	353	260	137	
法	防火管理者選任(解任)届出書	264	103	77	24	23	25	5	7	
	消防計画作成(変更)届出書	279	112	79	24	23	25	9	7	
	防災管理者選任(解任)届出書	4	2				1	1		
	防災管理消防計画作成(変更)届出書	2		1				1		
	統括防火管理者選任(解任)届出書	1	1							
	(防火)全体についての消防計画作成(変更)届出書	1	1							
関	統括防災管理者選任(解任)届出書									
	(防災)全体についての消防計画作成(変更)届出書									
係	自衛消防組織設置(変更)届出書	2					1	1		
	消防用設備等点検結果報告書	1,577	640	366	84	187	142	107	51	
	防災管理点検結果報告書	9	5	1			2		1	
	防火対象物点検結果報告書	75	42	17		2	10	3	1	
	消防訓練実施計画書	1,060	479	256	64	73	83	63	42	
	防災訓練実施計画書	9	5			1	1	1	1	
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書	66	23	24		12	3	2	2	
	条	防火対象物使用開始届出書	160	81	41	4	12	11	9	2
		炉設置届出書	14	12	2					
		厨房設備設置届出書	1	1						
		温風暖房機設置届出書								
ボイラー設備届出書		8	3	3	1		1			
給湯湯沸設備届出書		4	3					1		
乾燥設備設置届出書		7	7							
サウナ設備設置届出書										
ヒートポンプ冷暖房機設置届出書										
火花を生ずる設備設置届出書		3	3							
例		放電加工機設置届出書	1				1			
		燃料電池発電設備設置届出書								
		発電設備設置届出書	29	6	5	5	2	4	6	1
		変電設備設置届出書	36	12	6	2	4	3	7	2
		蓄電池設備設置届出書	12	6	3		2			1
関		ネオン管灯設備設置届出書								
		水素ガスを充てんする気球の設置届出書	1	1						
		火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書	52	12	3	5	15	14	2	1
		煙火打上げ・仕掛け届出書	44	16	7	1	6	5	5	4
係	催物開催届出書	2				2				
	水道断水・減水届出書									
	道路工事届出書	171	88	19	15	15	13	9	12	
	露店等の開設届出書	33	5	1		1	2	24		
	指定洞道等届出書									
	少量危険物貯蔵取扱い届出書	42	12	4	5	8	7	4	2	
	指定可燃物貯蔵取扱い届出書	2	1			1				

5. 消防用設備等設置届処理状況

※署所毎の受付件数とする。

令和2.4.1～令和3.3.31

設備別	地区別	合計	中央署	隼人分遣所	福山分遣所	溝辺分遣所	北署	霧島分遣所	横川分遣所
消火器具		107	53	34	1	3	7	8	1
屋内消火栓設備		18	4	8	1	1	1	1	2
スプリンクラー設備		7	4		1		2		
水噴霧消火設備等		1	1						
屋外消火栓設備		2	1			1			
動力消防ポンプ設備		1						1	
自動火災報知設備		108	56	11	8		11	19	3
ガス漏れ火災警報設備									
漏電火災警報器									
消防機関へ通報する火災報知設備		17	9	1	2		1	4	
非常警報器具		1	1						
非常警報設備		23	6	7	1	2	4	3	
非常警報設備(放送)		11	2	1	4	1		3	
避難器具		7	5					2	
誘導灯		69	39	19	1	1	4	5	
誘導標識		32	14	13	1		4		
消防用水									
排煙設備									
連結散水設備									
連結送水管		3	3						
非常コンセント設備		2	2						
無線通信補助設備									

6. 防火対象物の点検及び報告

※法第8条の2の2対象物数 ※管轄署所の数とする。

令和3.3.31現在

防火対象物の区分		対 象 物 数							
		計	地区別 国 分	隼 人	福 山	溝 辺	牧 園	霧 島	横 川
1	イ	5	2		1	1	1		
	ロ	18	8	6	2	1	1		
2	イ								
	ロ	5	4	1					
	ハ								
3	イ								
	ロ	3(2)	3(2)						
4		29	17	12					
5	イ	11(4)	4(1)			2(1)	5(2)		
6	イ	(1)	2	1	1				
		(2)							
		(3)	1	1				1(1)	
		(4)							
	ロ	(1)							
		(2)							
		(3)							
		(4)	1			1			
		(5)							
	ハ	(1)							
		(2)							
		(3)							
		(4)							
		(5)							
	ニ	2	1		1				
9	イ								
16	イ	31(3)	13	4(1)	2	2	7(2)	2	1
16の2									
計		110(10)	54(3)	25(1)	7	6(1)	14(4)	3(1)	1

うち () は特定一階段等防火対象物

7. 防火対象物の点検及び報告の特例

※法第8条の2の3対象物数 ※管轄署所の数とする。

令和3.3.31現在

防火対象物の区分		対 象 物 数							
		計	地区別	国 分	隼 人	福 山	溝 辺	牧 園	霧 島
1	イ	3			1	1	1		
	ロ	3		1	2				
2	イ								
	ロ								
	ハ								
	ニ								
3	イ								
	ロ								
4		6	4	2					
5	イ	4	3			1			
6	イ	(1)							
		(2)							
		(3)							
		(4)							
	ロ	(1)							
		(2)							
		(3)							
		(4)	1			1			
		(5)							
	ハ	(1)							
		(2)							
		(3)							
		(4)							
		(5)							
	ニ	1			1				
9	イ								
16	イ	12	4	3	1		1	2	1
16の2									
計		30	11	6	6	2	2	2	1

8. 建築同意事務処理状況

令和2.4.1～令和3.3.31

区分 地区別	合 計	新 築	増 築	改 築	移 転	修 繕	用途変更
合 計	144	117	21				6
予 防 課	18	11	7				
中 央 署	117	99	13				5
北 署	9	7	1				1

9. 防火・防災管理者資格取得状況

令和3. 3. 31現在

年 度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
甲種防火管理 新規講習	157	159	146	140	139	117	126	100	75
甲種防火管理 再講習	23	23	26	21	20	30	9		41
防災管理 新規講習			18						
防火・防災管理 再講習			4	2	3				
乙種防火管理 新規講習					61		19	16	

10. 予防技術資格者認定状況

令和3. 3. 31現在

区 分	資 格	資格者数
防火査察員	告示第1条第1号	11
	附則第4項	34
消防設備専門員	告示第1条第1号	5
	附則第4項	6
危険物専門員	告示第1条第1号	4
	附則第4項	
合 計		60

11. 危険物施設許可状況

令和2.4.1～令和3.3.31

施設区分	許 可		完 成 検 査		廃 止
	設 置	変 更	設 置	変 更	
屋外タンク貯蔵所	1	2	1	3	1
地下タンク貯蔵所		2			2
屋内貯蔵所		2	2	1	1
給油取扱所		10	3	11	3
一般取扱所		21	3	15	1
屋外貯蔵所					
第一種販売取扱所					
第二種販売取扱所					
移動タンク貯蔵所	1	4	2	4	
屋内タンク貯蔵所					
計	2	41	11	34	8

12. 数量別危険物施設状況

令和3.3.31現在

施設区分 数量別	計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
			屋内貯蔵所	貯屋外タンク	貯屋内タンク	貯地下タンク	貯簡易タンク	屋外貯蔵所	貯移動タンク	給油取扱所	一般取扱所	取第二種販売	取第一種販売
5倍以下	138		14	31	2	36		1	22	4	27		1
5倍をこえ 10倍以下	74		5	28	2	18			3	7	11		
10倍をこえ 50倍以下	85		8	10	2	12			17	23	12		1
50倍をこえ 100倍以下	25		2	1		3			1	17	1		
100倍をこえ 150倍以下	15		2							12	1		
150倍をこえ 200倍以下	16									15	1		
200倍を こえるもの	22		1	1		2				16	2		
計	375		32	71	6	71		1	43	94	55		2

13. 危険物施設等の手数料収入状況

令和2.4.1～令和3.3.31（単位：千円、百円以下四捨五入）

区分 地区別	計	許可手数料		完成 検査 手数料	タンク検査手数料				仮貯蔵 仮取扱 手数料	仮使用 手数料
		設置	変更		水 検	張 査	水 検	圧 査		
国分	1,513	20	931	406				22	135	
隼人	155		98	36					22	
霧島	66		26	13				22	5	
牧園	72		36	31					5	
福山										
溝辺	238	39	88	111						
横川	72						72			
計	2,117	59	1,179	597			72	43	167	